

議 長 日程第3「議案第54号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは細部説明に入らせていただきます。今回の一部改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、関連する法律も改正されましたので、国から提示された条文を追加するものでございます。1枚おめくり願いたいと思います。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。附則第18項を附則第20項とし、附則第15項から17項までを2項ずつ繰り下げ、附則第14項の次に、次の2項を加えるという規定でございます。

附則に15項と16項を追加するもので、今回の改正につきましては条例に基づいて国保税を算定する際または軽減を判定する際の所得に租税条約適用配当または利子があるものについては、それを所得に加えるという規定でございます。市町村に対して租税条約適用配当または利子を新たに申告する義務が発生することから、関連する条文を追加するものでございます。

15項、（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第4条、第5条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対す

る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。というこの規定については、読みかえの規定になってございます。

次に、16項につきましては15項と同じで、15項は利子所得で、16項は配当所得の読みかえの規定で、説明のほうは省略させていただきます。

次に2ページ、附則になります。（施行期日）第1項、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。これにつきましては既に公布されておりまして、平成29年1月1日から施行されることになります。

（適用区分）第2項でございます。条文というか、いろんな法律等が羅列されておりますので簡単に要約させていただきますと、29年1月以降に支払われます特例適用利子・配当から適用されますので、国保税の課税については、平成30年度の国保税の課税分から適用されることになりましてという規定でございます。

参考資料として、新旧対照表をつけさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。